

奨学金返還支援取組状況一覧表

自治体名	事業名等	申請できる時期	主な申請要件	募集人数	返還支援（開始の）要件	返還支援の上限（総額） （支援の時期・内容等）	問合せ先	ホームページ
神戸市	神戸市中小企業奨学金返還支援制度事業	社会人	<p><補助対象企業> 以下の要件を全て満たす中小企業。 1. 市内に本店を有ること 2. 従業員への奨学金返済負担軽減制度を有すること</p> <p><対象従業員> 対象企業に勤務し、以下の要件を全て満たす者。 1. 居住地が神戸市内の者 2. 正社員である者 3. (独)日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者 4. 申請時点で当該企業に就職後5年以内の者 5. 30歳未満の者（申請年度末時点で29歳以下の者）</p>	予算の範囲内	主な申請要件と同じ	<p>(補助期間) 対象従業員1人につき最大5年間 (補助額) 「兵庫型奨学金返還支援制度」に加えて 1. 企業負担額の4分の1（補助上限3万円） 2. 従業員負担額の4分の3より「兵庫型奨学金支援制度」の支援額を除いた額（補助上限25万円）</p>	(一財) 兵庫県雇用開発協会 078-362-6583	https://hyogo-kovokaihatsu.or.jp/pages/131/
神戸市	神戸市保育人材の確保・定着にかかる奨学金返還支援事業	市内の私立保育所等に保育士等として就職している期間（採用日から起算して7年未満であること）	<p>保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として一定の期間勤続した者へ、奨学金の返還に係る費用の一部を補助。</p> <p><補助対象施設（神戸市内に所在する施設）> 1. 保育所 2. 認定こども園 3. 地域型保育事業を行う事業所 4. 幼稚園のうち、神戸市一次預かり事業（幼稚園型）運営費補助等に関する要綱に定める長時間預かりを実施するもの</p> <p><支給対象者> 補助対象施設に勤務し、以下の要件を全て満たす者 1. 神戸市内に住居登録している者 2. 雇用契約上、その労働時間が1日につき6時間以上、かつ、1月につき20日以上と定められている者 3. 補助対象施設において、保育士等として勤務し、採用日から起算して7年未満である者 4. 過去に当該返還支援の支給を受けている場合は、支給後に離職経験がない者</p>	予算の範囲内	主な申請要件と同じ	42万円 (1人あたり月額上限5,000円を7年間)	神戸市 こども家庭局幼保振興課 078-322-5216	https://kobe-kn.jp/iine/
姫路市	ひめじIJU定住奨学金返還支援制度	中小企業等の内定を受けた後～就業開始した翌年度の申請受付期限まで	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構の奨学金（第一種・第二種）の貸与を受け、返還義務のある方 ・令和5年度に大学・専門学校等を卒業見込みの方又は既卒の方 ・令和5年4月1日時点で35歳以下の方 ・次のアイいずれかに該当する方（公務員を除く） ア 播磨圏域連携中枢都市圏内に本社のある中小企業で正社員としての就職が内定若しくは既に就業しており、その企業が日本標準産業分類に規定する次のいずれかの業種に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・製造業（大分類） ・建設業（大分類） ・情報サービス業（中分類） イ 播磨圏域連携中枢都市圏内で主として第一次産業に就業（自営業を含む。）している方 <ul style="list-style-type: none"> ・農業、林業、水産業 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月1日以降、姫路市を除く播磨圏域連携中枢都市圏内に住民登録のない方 ・市税及び奨学金の滞納がない方 ・奨学金の返還を支援する他の制度を利用しない方 	30人	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業見込みの方は大学・専門学校等を卒業すること ・申請年度の翌年度の初日以降、応募時に内定を得た企業等に3年以上勤務又は第一次産業に3年以上従事し、姫路市内に3年以上居住すること ・市税及び奨学金の滞納がないこと 	(独)日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種）の返還残額（就業日時点）の2分の1（上限100万円） 1,000円未満の端数は切り捨て	姫路市政策局高等教育室 079-221-2596	https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000020274.html

自治体名	事業名等	申請できる時期	主な申請要件	募集人数	返還支援（開始の）要件	返還支援の上限（総額） （支援の時期・内容等）	問合せ先	ホームページ
姫路市	保育士等奨学金返済支援事業	市内私立保育所・認定こども園に継続して勤務する期間（要件を満たしてから7年間が上限）	<p>保育士資格又は幼稚園教諭免許状を取得するために利用した奨学金の返還を支援するため手当を支給している事業者に対し、その手当に要した経費を補助。</p> <p><補助対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・姫路市内に認可保育所もしくは認定こども園を設置している事業者で、奨学金返済を支援するための手当を支給している事業者 <p><対象となる保育士等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士養成施設で就学中に、本人の名義で借り受けた奨学金を利用して保育士資格等を取得し、自ら奨学金を返済していること ・設置者に直接雇用され、その雇用契約において、労働時間が一日につき6時間以上かつ一月につき20日以上と定められていること ・交付申請日において保育士等として勤務する市内の私立保育所等に、当該年度の3月末日まで保育士等として継続して勤務する者で、翌年度以後も継続して勤務する意思があること 	予算の範囲内	主な申請要件と同じ	最大58万8千円 (月額最大7,000円×7年間)	姫路市 幼保連携政策課 079-221-2738	https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000014310.html
尼崎市	尼崎市保育士奨学金返済支援事業	補助対象施設等に雇用された日の属する月を1か月目とし、60か月目となる月（転職等により以前勤務していた補助対象施設等で本制度の対象となっている場合は、その期間を通算する。）まで	<p>要件を満たす保育士を雇用し、奨学金への返済補助のための支援金を支給する補助対象施設等に対し、奨学金返済支援金の一部を補助する。</p> <p><補助対象施設（尼崎市内に所在する認可施設。ただし、市が設置する施設及び他に類似の補助金の交付を受けている施設等は除く。）></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所 2. 認定こども園 3. 小規模保育事業を行う事業所 <p><対象保育士の要件></p> <p>奨学金を利用して保育士となる資格を取得した者であって、以下の要件を全て満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助対象施設等に雇用された者であって、雇用された日の属する年度の初日から起算して5年を経過していないこと。 2. 雇用契約上、労働時間が1日につき6時間以上、かつ1月につき20日以上と定められていること。 3. 当該年度の3月1日において、保育士として雇用されていること。 4. 自ら奨学金を返済していること。 5. この要綱により交付を受ける補助金のほか、他に類似の補助金の交付を受けていないこと。 	予算の範囲内	主な申請要件と同じ	交付申請を行った年度に対象保育士が返済した額の3分の1以内の額とし、対象法人等が対象保育士の当該年度返済額に対して対象保育士に支給した額の2分の1以内の額又は6万円のいずれか低い額を上限とする。ただし1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。	尼崎市 子ども青少年局保育管理課 06-6489-6254	https://ama-hoikushishien.jp/potential/subsidies/
明石市	明石市介護・障害福祉分野 社会福祉法人等奨学金返済支援制度事業	現年度の4月から2月末日まで	<p>【補助対象法人】</p> <p>申請を行う年度において、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会の社会福祉法人等奨学金返済支援制度事業補助金交付要綱第10条に定める補助金の交付決定を受けた法人で、市内に介護・障害福祉分野の事業を行う事業所を持つ法人</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>補助対象法人が、次の全てを満たす職員に対して支給した奨学金返済支援のための手当等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県社協要綱第5条に定める対象職員（正職員で、日本学生支援機構から奨学金を貸与された者で、かつその奨学金を返済中であること。また、採用5年以内かつ30歳未満など。） ② 市内の介護・障害福祉分野の事業を行う事業所に勤務している職員 ③ 県社協要綱第6条に定める補助対象とする期間内にある職員（採用後60か月目となる月まで） 	先着順で受け付け、予算がなくなり次第終了	主な申請要件と同様	1年あたりの補助上限額6万円 最長5年 【補助額】 次のうち最も低い額 ① 補助対象職員一人当たりの年間返済額に3分の1を乗じて得た額 ② 補助対象法人が対象年度の4月1日～2月末日までに補助対象職員に支給を完了した補助対象経費の額から県社協要綱による補助金の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額 ③ 6万円	明石市福祉局福祉政策室施設人材育成課	https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k_kaigo_shitsu/kaigohoken/sisetuseibijinzaaikusei/syougakukinnhensaisienseido.html

自治体名	事業名等	申請できる時期	主な申請要件	募集人数	返還支援（開始の）要件	返還支援の上限（総額） （支援の時期・内容等）	問合せ先	ホームページ
西宮市	西宮市保育士奨学金返済支援事業	市内の私立保育所等に保育士として就職している期間（雇用の日の属する年度の初日から起算して6年を経過していないこと。）	<p><奨学金の種類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構奨学金 ・交通遺児育英会奨学金 ・あしなが育英会奨学金 ・社会福祉協議会の生活福祉資金のうち、教育支援資金（教育支援費及び就学支度金） ・母子父子寡婦福祉資金（修学資金及び就学支度資金） ・教育委員会奨学金及び藤田奨学金 ・国、地方公共団体等の出資又は募金等により、無利子又は低廉な利率で貸し付けられているもので、市長が奨学金に準ずると認めたもの <p><申請者の業種></p> <p>保育士・保育教諭</p> <p><勤務形態></p> <p>常勤（1日6時間以上かつ月20日以上を含む）かつ期間の定めのない雇用</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月1日以降、補助対象施設に新規採用されていること。 ・補助金の交付を受けようとする期間において、この要綱以外の類似の補助を受けていないこと。 ・自ら奨学金を返済していること。 ・一会計年度内において、補助対象者が3月1日まで勤務を継続していること。 	上限なし	主な申請要件と同じ（補助要件としているため）	60万円 補助対象経費の2分の1（上限年額10万円）を6年間	西宮市保育幼稚園支援課 0798-35-3044	https://www.nishi.or.jp/d/ekigotoindex/shushoku/shuroshien/hoikushi/shogakukin.html
洲本市	洲本市未来の担い手確保奨学金返還支援事業	社会人	<ul style="list-style-type: none"> ・洲本市内に現に居住し、住民基本台帳に記録されている ・高校・大学等の在学中に奨学金等の貸与を受け、月賦・半年賦または年賦により奨学金等の返還を行っている ・平成30年3月1日以後に正規従業員等（公務員は除く）となり、または淡路島外からUIターンをした方で、現に正規従業員等として就労している ・医療保険各法に規定する被保険者 ・地方税法に規定する扶養親族でない ・洲本市税及び国民健康保険税を滞納していない ・暴力団の関係者でない 	予算の範囲内	主な申請要件と同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・対象の月から60ヶ月 ・年間返還額の1/2～1/3（上限あり） 	洲本市商工観光課 0799-24-7613	https://www.city.sumoto.lg.jp/site/tunagarumachi/3681.html
伊丹市	伊丹市中小企業等勤労者奨学金返済支援補助	10月1日から翌年1月31日まで	<ol style="list-style-type: none"> (1) 申請日の属する年度の4月1日において、正規雇用されており、かつ申請日において当該正規雇用等が継続している者 (2) 奨学金の返済を継続しており、かつ、滞納していない者 (3) 補助金の初回の申請日の属する年度の4月2日において満30歳以下の者 (4) 申請日において本市の住民基本台帳に登録されている者 (5) 本市の他の奨学金返済補助金の交付を受けていない者 (6) 補助金の交付を受けようとする年度及び前年度の市税を滞納していない者 (7) 伊丹市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員密接関係者でない者 	予算の範囲内	主な申請要件と同じ	前年度の10月から申請年度の9月までの12か月間に返済した額の3分の1（上限6万円）	伊丹市商工労働課 072-784-8051	https://www.city.itami.lg.jp/business_sangyo/3/31213.html

自治体名	事業名等	申請できる時期	主な申請要件	募集人数	返還支援（開始の）要件	返還支援の上限（総額） （支援の時期・内容等）	問合せ先	ホームページ
相生市	相生市中小企業奨学金返還支援事業	社会人	<p>従業員の奨学金の返還支援制度を設ける中小企業に対して、その負担額の一部を補助。</p> <p><補助対象企業> 1. 市内に主たる事業所を有する個人又は法人 2. (一財)兵庫県雇用開発協会の中小企業奨学金返済支援事業の補助金の交付決定を受けた企業 3. 市税を滞納していないもの</p> <p><対象従業員> 対象企業に勤務し、以下の要件を全て満たす者。 1. 正社員である者 2. (独)日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者 3. 申請時点で当該企業に就職後5年以内の者 4. 市内に住所を有し、市税を滞納していない者 5. 30歳未満の者（申請年度末時点で29歳以下の者）</p>	予算の範囲内	主な申請要件と同じ	従業員一人につき、(一財)兵庫県雇用開発協会補助額の2分の1を助成（上限3万円）	相生市 市民生活部地域振興課 0791-23-7133	https://www.city.aioi.lg.jp/soshiki/chiikishinko/syogakukin.html
加古川市	加古川市若者勤労者奨学金返還支援事業補助金	社会人	<ul style="list-style-type: none"> 大学等に進学し、在学中に(独)日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けた 月賦又は月賦・半年賦併用により返還すべき奨学金を返還している 平成4年4月2日以降に生まれた、又は前年度に当該補助金の交付を受けた 令和6年1月1日現在において市内に住所を有し、かつ現に居住している 平成30年4月1日から令和5年12月31日までの間に中小企業等に正規雇用され、かつ令和6年3月1日まで継続して雇用される、もしくは平成30年4月1日から令和4年12月31日までの間に中小企業等に正規雇用に準じる形で雇用され、かつ、令和6年3月1日まで継続して雇用される方。 過去において当該補助金を36箇月受けていない 他の奨学金返還補助を受けていない（(一財)兵庫県雇用開発協会の中小企業奨学金返済支援制度との併用可） 暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有しない 加古川市税を滞納していない 	予算の範囲内	主な申請要件と同じ	<ul style="list-style-type: none"> 対象の月から36箇月 勤務先が加古川市内… 補助対象期間×2万円（月）年間最大24万円 勤務先が加古川市外… 補助対象期間×1万円（月）年間最大12万円 	加古川市産業振興課 079-427-3074	https://www.city.kakogawa.lg.jp/soshikikarasagasu/chiikishinkobu/shokoroseika_rousei/1522037208724.html
西脇市	西脇市企業連携型奨学金返還サポート事業	社会人	<ul style="list-style-type: none"> (独)日本学生支援奨学金の貸与者 兵庫型奨学金返済支援制度を利用する事業所に就職する従業員（県制度の上乗せ支援） 30歳未満の市内居住者で、市内に主たる事業所を持つ中小企業等に勤務するもの 	上限なし	<ul style="list-style-type: none"> 申請対象事業で勤務 30歳未満の市内居住者で、市税等の滞納がないこと 	30万円 （県補助額を除く、実質企業負担額の2分の1、上限年額6万円。最長で5年間支給）	西脇市 産業活力再生部商工観光課 0795-22-3111(代表)	https://www.city.nishiwaki.lg.jp/kakukanogonai/sangyoukatsuryokusaiseibu/syokourouseika/kovosangyosinko/kovouroudofukushi/14842.html
高砂市	高砂市中小企業奨学金返済支援事業	社会人	<p>《対象企業》</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内に主たる事業所を有する個人又は法人であること 一般財団法人兵庫県雇用開発協会が実施する中小企業奨学金返済支援制度事業補助金の交付決定を受けていること 市税を滞納していないこと <p>《対象従業員》</p> <ul style="list-style-type: none"> 正規雇用であり、市内事業所に勤務し市内在住の者 日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者 当該企業就職後5年以内の者 申請時点で市内事業所に勤務する者 市内に住所を有する30歳未満(申請年度末時点で29歳以下)の者 市内において5年間引き続き居住の意思を有する者 個人事業主と同居している親族でないこと 	予算の範囲内	主な申請要件と同じ	<ul style="list-style-type: none"> 対象従業員1人につき、最長5年間かつ上限6万円/年 企業の支援総額から兵庫県雇用開発協会補助額の支給を差し引いた額の2分の1 <p>※申請及び実績報告は、毎年度必須です。</p>	高砂市産業振興課 079-443-9030	https://www.city.takasago.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyoshinkoka/sangyoshinko/3/7596.html

自治体名	事業名等	申請できる時期	主な申請要件	募集人数	返還支援（開始の）要件	返還支援の上限（総額） （支援の時期・内容等）	問合せ先	ホームページ
加西市	加西市UJIターン促進補助金交付制度	奨学金返還開始以降の毎年4月	<ul style="list-style-type: none"> 大学、短期大学、専修学校専門課程に進学し、在学している期間に奨学金等の貸与を受けた者 平成24年4月1日以降に奨学金等の返還を開始した者、又は平成24年4月1日以降に新たに加西市に住民登録した者 月賦、半年賦、年賦により奨学金等（返還期間が9年以上のものに限る。）の返還を行っている者 前年の所得金額が300万円未満である者 補助金を受給する年度の前年度から引き続き加西市に住民登録があり、現に居住している者 補助金を受給する年度の前年度の期間中に返還すべき奨学金等を返還している者 市税等を滞納していない者 	上限なし	主な申請要件と同じ	10万円/年 （前年度奨学金返還額の1/3を補助（上限10万円）。申請期限は無く、主な申請要件を満たす限り補助対象となる。）	加西市 ふるさと創造部人口増政策課 0790-42-8700	https://www.city.kasai.hyogo.jp/site/hikkoshi/1535.html
丹波篠山市	丹波篠山市看護師等修学資金貸与制度	2月下旬から3月上旬（予定）	<ol style="list-style-type: none"> 看護師等になるための学校等に修学中もしくは修学予定の方 本人もしくは1親等の直系親族が市内に住所があること 卒業後、本人が市内に在住し、看護師等として市内の医療機関等に勤務する意思を有していること 	若干名	卒業後、本人が市内に在住し、看護師等として市内の医療機関等（病床を有する医療機関、介護保健施設（特養、老健等）に勤務していること。	修学資金の貸与を受けた期間と同等期間、返還支援要件を満たした場合、貸与を受けた修学資金の返還免除を受けることができる。	丹波篠山市 保健福祉部長寿福祉課 079-552-5346	なし
養父市	養父市若者未来応援奨学金事業	奨学生が卒業時、市内に居住する者	<ul style="list-style-type: none"> 大学等卒業後、養父市に居住する意思のある者 修学の意欲があり、品行方正である者 	申請要件を満たす者全て	奨学生が市に居住し、8年間居住した場合	なし	養父市 教育委員会教育総務課 079-664-0282	なし
丹波市	丹波市福祉人材確保奨学金返還支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●初年度（令和5年3月31日までのため、新規募集を停止中）市内社会福祉法人等に採用された年度内 ●2年以降該当年度の4月中 	<ul style="list-style-type: none"> （独）日本学生支援機構奨学金、（福）兵庫県社会福祉協議会教育支援費、そのほか市長が認める奨学金の貸与者 保育士及び幼稚園教諭（両方の資格が必要）、社会福祉士、介護福祉士、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は精神保健福祉士の資格を有し、市内社会福祉法人等の福祉事業所に、平成29年4月1日以降に正職員（臨時職員として、正職員の4分の3以上勤務する者を含む。）として採用され、現に勤務していること 丹波市に住所を有し、丹波市福祉人材確保奨学金返還支援補助金の交付を申請する年度の末日まで継続して居住すること 	上限なし	<ul style="list-style-type: none"> 年度内に支払うべき奨学金に滞納がないこと 市内福祉事業所に年度末まで在職していること 市内に在住していること 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付を申請する年度内に返還すべき奨学金の額とし、年額10万円が上限。最大5年間補助をする。 丹波市と就職連携協定を締結している大学等を卒業し新卒採用された場合は、初年度に限り就職連携協定加算金10万円を支給する。 	丹波市社会福祉課 0795-88-5277	https://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/shakaifukusi/hukusizinnzaikakuhosyougakukinnhennkanssiennhozyokinn.html
南あわじ市	奨学金等返済支援事業	6月1日から12月末日まで 【事業期間】令和4年4月1日～令和9年3月31日	<ol style="list-style-type: none"> 学校を卒業等した本人が奨学金等の貸与を受け、返済を行っている場合 <ul style="list-style-type: none"> 30歳未満であること 就労していること（正規・非正規は不問。起業者、就農者等を含む。） 奨学金等の貸与を受けて通った学校を卒業または在籍したこと 市の住民基本台帳に記載があり、居住していること 世帯の一人当たりの所得が300万円以下であること（18歳以上） 市税の未納がないこと 暴力団員がいないこと 3年以上定住する意思があること <ol style="list-style-type: none"> 学校を卒業した本人の親族が貸付金などの貸与を受け、返済を行っている場合 南あわじ市役所総務企画部ふるさと創生課（TEL：0799-43-5205）へお問い合わせください。 	-	申請期間内に添付書類を添えてふるさと創生課に申請	<p>【返済支援の上限（総額）】 最大120万円 ※年間返済額の1/2、最大24万円（2万円×12か月）を最大5年間（60か月）</p> <p>【支援の時期・内容等】 翌1月から3月末までに実績報告を行っていただいた後、指定の口座に振込</p>	南あわじ市 総務企画部ふるさと創生課 0799-43-5205	https://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/soshiki/furusato/syougakukinnhennsaisienn.html
朝来市	朝来市奨学金返還応援企業支援事業	採用日から5年以内	<ol style="list-style-type: none"> 朝来市内に事業所を有する個人又は法人で、従業員への奨学金返還支援制度を設けている事業者 補助対象事業所に勤務する従業員で、以下の要件を全て満たす者 <ol style="list-style-type: none"> 正社員である者 30歳未満であること 当該事業所に就職後5年以内の者 市内事業所に勤務する者 （独）日本学生支援機構の奨学金を受給し返済義務のある者 	予算の範囲内	<p>【1の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内に事業所を有し1年以上事業を継続している個人又は法人 <p>【2の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 奨学金を返済中 申請時点で市内事業所に勤務 申請時点で就職後5年以内の者 	対象従業員1人につき6万円 （対象従業員1人あたりの年間返済額の3分の1を補助。ただし、事業所が対象従業員に支給した額の2分の1又は6万円のいずれか低い額を上限とし最大5年間補助する。）	朝来市経済振興課 079-672-2816	https://www.city.asago.hyogo.jp/soshiki/25/1881.html

自治体名	事業名等	申請できる時期	主な申請要件	募集人数	返還支援（開始の）要件	返還支援の上限（総額） （支援の時期・内容等）	問合せ先	ホームページ
宍粟市	宍粟市中小企業奨学金返還支援事業	社会人	市内に事業所を有する中小企業等で、(一財)兵庫県雇用開発協会の中小企業奨学金返還支援事業の補助金の交付決定を受けた企業	上限なし	<ul style="list-style-type: none"> 本社が市内に所在する対象企業に雇用された者で、兵庫県内の事業所に勤務する従業員 本社が市内に所在しない対象企業に雇用された者で、市内の事業所に勤務する従業員 	従業員一人につき、上限3万円とし、負担軽減制度に基づく企業負担額から、協会事業の補助金を控除した額の2分の1以内の額	宍粟市産業部商工観光課 0790-63-3000(代表)	なし
たつの市	若者定住促進奨学金返還支援事業	社会人	<ol style="list-style-type: none"> 大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、返還中である者 本市に住所を有し、登録決定を受けた日から継続して本市に3年以上定住する意思のある者 登録申請時において、大学等を卒業している30歳未満の者 雇用期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して雇用されている者、又は自ら事業を営む者 本市に納付すべき税、返還すべき奨学金を滞納していない者 奨学金の返還を支援する他の制度を利用していない者 	予算の範囲内	登録申請書に必要事項を記入し、添付書類を揃えてまちづくり推進課に提出	1年間最大36万円（最大3年間108万円） <ul style="list-style-type: none"> 対象の月から36か月 勤務先が市内の事業所又は事務所の場合…補助対象期間×3万円（月額上限）（補助率10/10） 勤務先が市外の事業所又は事務所の場合…補助対象期間×1.5万円（月額上限）（補助率1/2） 	たつの市 都市政策部まちづくり推進課 0791-64-3167	https://www.city.tatsuno.lg.jp/machizukuri/syougakukinhenkansien.html
多可町	ふるさと多可町で開花応援奨学金返還支援補助金	返還開始（令和3年4月1日以降）の翌年度 ※毎年度申請	<ol style="list-style-type: none"> 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（専門職大学及び短期大学を含む。）、大学院（専門職大学院を含む。）、高等専門学校、専修学校、高等学校、その他これらに準ずる教育施設として町長が認めるものに進学し、在学している期間に奨学金等(※)の貸与を受けた者 ※独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会の教育支援費、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会の奨学資金、その他町長が認める奨学金等 申請日現在で満35歳未満の者 令和3年4月1日以降に奨学金等の返還を開始した者で、申請日現在も奨学金等の返還を行っている者 多可町に住民登録があり、現に居住している就労者で、最初の補助金申請日から5年を超える期間、多可町に居住する意思がある者 町税等を滞納していない者 多可町暴力団排除条例（平成24年多可町条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でない者 	上限なし（ただし、予算の範囲内）	令和3年4月1日以降に奨学金等の返還を開始した者で、申請日現在も奨学金等の返還を行っている者	補助金の額は、補助金を支給する年度の前年度中に返還した奨学金等の返還額の2分の1の額とし、年額12万円を上限とする。ただし、奨学金等の返還にかかる他の補助金等を受給している場合は、本制度の補助金額と併せて12万円を限度とする。（原則5年間を限度として交付する）	多可町企画秘書課 0795-32-2381	https://www.town.taka.lg.jp/category_guide/detail/id=32113
太子町	太子町若者定住中小企業奨学金返還支援事業	社会人	<p><補助対象事業者> 次の要件をすべて満たす事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 町内に主たる事業所を有する事業者 従業員への奨学金返還支援制度を設け、兵庫県中小企業就業者確保支援事業を利用している事業者 町税を滞納していない事業者 <p><対象従業員> 次の要件をすべて満たす従業員</p> <ol style="list-style-type: none"> 日本学生支援機構の奨学金を受給し、返還義務のある者 正社員で太子町に住所を有している者 年齢が40歳未満の者 	予算の範囲内	主な申請要件と同じ	補助対象事業者が対象従業員に支給した手当等に対し、一般財団法人兵庫県雇用開発協会から交付を受けた補助金の額に相当する額（従業員一人につき、上限6万円）	太子町企画政策課 079-277-5998	https://www.town.hyogo-taishi.lg.jp/soshikikaragasu/kikakuseisaku/6121.html

自治体名	事業名等	申請できる時期	主な申請要件	募集人数	返還支援（開始の）要件	返還支援の上限（総額） （支援の時期・内容等）	問合せ先	ホームページ
新温泉町	新温泉町医療技術者育成奨学金貸与	貸与を受けようとするとき	看護師、理学療法士及び薬剤師を養成する学校、養成所又は養成施設に在学する者で卒業後に公立浜坂病院において業務に従事しようとする者	予算の範囲内	養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに医療技術者の免許を取得し、その後、直ちに公立浜坂病院において業務につき、引き続き業務に従事した期間が月数で計算した奨学金貸与期間に相当する期間であるとき返還債務を免除する。	貸与金額 ・修学資金 月額8万円以内 ・入学準備金 初年度に限り40万円以内	公立浜坂病院 0796-82-1611	なし